

日南市災害時協力井戸の登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震等の災害により水道施設が被災した場合において、当該施設が復旧するまでの間、生活用水（飲用水以外のトイレ及び掃除等に使用する水をいう。以下同じ。）を市民等に提供するために、市民からの善意による井戸を確保し、災害時の生活用水の確保及び公衆衛生の維持に資することを目的とする。

(登録の要件)

第2条 市長は、災害時に生活用水として井戸水を提供しようとする者からの申出により、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす井戸を、災害時協力井戸として登録するものとする。

- (1) 市内に居住する個人（事業所を含む。）が所有し、管理し、又は使用する井戸であること。
- (2) 電動式、手動式若しくは電動・手動式併用のポンプ井戸又はつるべ井戸等であり、災害時に取水できること。
- (3) 現在も井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用するものであること。
- (4) 災害時に地域住民等に井戸水を無償で提供できること。
- (5) 外部からごみや土砂、汚水等の侵入を防ぐ井戸枠、ふた等があること。
- (6) 井戸の周囲（上部を含む。）に井戸水を汚染するものがないこと。
- (7) 井戸水の色、濁り、臭い等に明らかな異常が認められないこと。
- (8) 井戸の所在地若しくは井戸の所有者、管理者又は井戸を使用する権利を有する者（以下「所有者等」という。）の情報の公表に同意できること。

(登録の手続き等)

第3条 災害時協力井戸の登録を受けようとする井戸の所有者等は、災害時協力井戸登録申出書（別記様式第1号）により市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の申出書を受理し、登録することを決定したときは速やかに所有者等に対し、災害時協力井戸登録決定通知書（別記様式第2号）及び災害時協力井戸登録標識（別記様式第3号。以下「登録標識」という。）を交付するものとする。また、登録の要件を満たさなかった場合には、井戸の所有者等にその旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録することを決定した場合は、速やかに災害時協力井戸登録台帳（別記様式第4号）に記載し、記録する。

（井戸水提供等の協力）

第4条 災害時協力井戸の登録の決定を受けた所有者等（以下「登録者」という。）は、災害時には協力できる範囲内において自主的に井戸水を提供するものとする。

2 登録者は、登録標識を災害時協力井戸又は当該井戸の所有者等の家屋の門、扉、塀等地域の住民が認識しやすい場所に掲示するものとする。ただし、災害時協力井戸が損壊等により使用できない場合は、登録標識を掲げないものとする。

（登録期間）

第5条 災害時協力井戸の登録期間は、登録標識の交付の日から1年とする。

2 市長は、前項の登録期間が満了する日までに、市及び登録者のいずれからも異議の申出のない場合には、この登録は同一条件をもって更に1年間その効力を継続するものとし、以後もこの例によるものとする。

（登録の変更）

第6条 登録者は、災害時協力井戸について災害時協力井戸登録申出書に記載されている内容に変更が生じた場合は、災害時協力井戸登録内容変更申出書（別記様式第5号）により市長に届け出るものとする。この場合、変更内容が登録者の変更である場合は、市長は新たな登録者に第2条の規定を確認させたうえで災害時協力井戸登録内容変更申出書を受けるものとする。

（登録の解除）

第7条 登録者は、次に掲げる事由に該当することとなった場合は災害時協力井戸登録解除申出書（別記様式第6号）により、市長に申し出るものとする。

- (1) 災害時協力井戸を廃止したとき。
- (2) 災害時協力井戸の使用を停止したとき。
- (3) 災害時協力井戸を譲渡したとき。
- (4) 井戸水を地域住民に提供することができなくなったとき。

2 市長は、次に掲げる事由が生じた場合は、登録期間内であっても災害時協力井戸の登録を解除するものとする。

- (1) 前項の規定による申出があったとき。
- (2) 第2条各号に規定する登録要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が災害時協力井戸として適当でないと認めるとき。

3 市長は、前項第2号又は第3号の規定により災害時協力井戸の登録を解除する場合は、災害時協力井戸登録解除通知書（別記様式第7号）により、当該登録者に通知するものとする。

4 登録者は、第1項の申出を行うとき又は前項の規定による通知を受けたときは、速やかに登録標識を市に返還しなければならない。

(維持及び管理)

第8条 市は、登録者及び所有者等に対して災害時協力井戸の登録、維持及び管理に係る費用の助成等を行わないものとする。

(登録標識の再交付)

第9条 災害時協力井戸の登録者から登録標識の紛失、破損等の申出があった場合は、災害時協力井戸登録標識再交付願(別記様式第8号)の提出により、登録標識を再交付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

制定理由

地震等の災害により水道施設が被災した場合において、当該施設が復旧するまでの間、トイレや清掃用の生活用水を確保し、公衆衛生の向上に役立てることを目的として、市民からの善意による井戸を確保する必要があるため、本要綱を制定する。